＜追加募集＞令和８年度（２０２６年度）
広島市職員採用試験（職務経験者対象）受験案内

広島市人事委員会

第１次試験（適性検査（ＳＰＩ３））　令和８年１２月１０日(木)～１２月２４日(木)
申込受付期間　１１月１８日(水) 午前９時～１２月７日(月) 午後５時

※インターネットにより申し込んでください（４ページ参照）。

☆　既に募集が終わった令和８年度広島市職員採用試験（職務経験者対象（春実施枠・秋実施枠）又は就職氷河期世代対象）を受験した人は、本試験の受験申込みはできません。
☆　広島市職員採用試験は、皆さんの申込みによって試験の準備が進められ、経費は市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした人は必ず受験するようお願いします。

広島市では、会社員や公務員等としての職務経験を通じて培った能力等を生かして、採用後広島市の中堅職員としてすぐに活躍できるバイタリティあふれる人材を求めています。

１　試験区分、採用予定数等

試験区分	採用予定数	職　務　概　要
土　木	５名程度	会社員や公務員等としての職務経験を通じて培った能力等を生かして、土木工事の設計・施工監理、都市計画、道路計画、土地区画整理事業、開発行為の規制等の業務に、即戦力として従事します。
建　築	若干名	会社員や公務員等としての職務経験を通じて培った能力等を生かして、建築物の許可等の建築指導、公共施設の建築工事の設計・施工監理、市営住宅の建設・管理、都市計画、都市デザイン、まちづくり計画、市街地再開発事業、開発行為の規制等の業務に、即戦力として従事します。

（注）　採用予定数は変更する場合があります。

2　受験資格

次の⑴から⑺までの全ての要件を満たす人

⑴　昭和４０年４月２日以降に生まれた人（令和９年４月１日現在で６２歳未満、学歴不問）

⑵　職務経験が通算して５年以上ある人（令和８年１０月３１日現在）

※　「職務経験」として通算する期間には、会社員、公務員、自営業者等として各企業・団体等で**２年以上継続して就業**していた期間や、青年海外協力隊等で**２年以上継続して活動**していた期間が該当します。正社員以外の雇用形態（契約社員、派遣社員、アルバイト等）でも週２８時間４５分以上の勤務を２年以上継続して就業していた期間は該当します。

※　職務経験期間には、育児休業、介護休業、休職等で、実際に職務に従事していなかった休業期間は含みませんが、産前・産後休業は含みます。また、休業期間があった場合、勤務先が同一で、雇用契約が継続していれば、前後の就業期間を継続しているものとみなします。

※　契約社員や派遣社員の場合、同一の勤務先において、週２８時間４５分以上の勤務を２年以上継続して就業していた期間は、職務経験期間として通算できます。また、派遣期間終了後に引き続き同一の勤務先に正社員や契約社員等として雇用された場合、派遣期間と正社員や契約社員等として雇用された期間とを合わせて、継続する期間とみなします。

※　職務経験が複数の場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

※　最終合格発表後、職務経験年数の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。なお、５年以上の職務経験年数が確認できなかった場合は、採用されません。

⑶　試験区分「土木」・「建築」について、次の①又は②のいずれかに該当する人

①　各試験区分に関連した職務経験が通算５年以上ある人（令和８年１０月３１日現在）

②　下表の各試験区分の資格要件を有する人（申込時点で必要な資格要件であり、取得見込みの場合は該当しません。）

試験区分	資格要件
土木	技術士（建設部門、上下水道部門又は総合技術監理部門（選択科目は建設部門又は上下水道部門に限る。））又は技術士補（建設部門又は上下水道部門）
建築	一級建築士又は二級建築士

（注）ア　①を受験資格とする場合は、関連した職務経験であることが分かるように、申込書の職務経歴の職務内容欄に、職務内容を具体的に記載してください。なお、関連した職務経験に該当するかどうかの判断に当たっては、前記１の表の各試験区分に係る職務概要についての記載も参考にしてください。

イ　②を受験資格とする場合は、第２次試験受験時に、資格取得に関する書類（登録証、登録証明書、免許証、免許証明書等）の写しを提出していただきます（技術士の総合技術監理部門で登録を受けている人は、資格取得に関する書類は登録証明書に限ります。）。

⑷　次のいずれかに該当する人（令和９年５月までに取得見込みの人を含む。）

ア　日本国籍を有する人

イ　出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）による永住者

ウ　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）による特別永住者

⑸　次のいずれにも該当しない人

ア　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条の規定により、地方公務員となることができない人

・　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・　広島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

・　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

イ　平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

⑹　申込時点において広島市職員（任期の定めのない職員に限る。）ではない人

⑺　既に募集が終わった今年度の広島市職員採用試験（職務経験者対象（春実施枠・秋実施枠）又は就職氷河期世代対象）を受験していない人

※　採用条件等については、「６　採用等」を確認してください。

3　試験の日程及び内容等

(1)　試験の日程及び内容

	日時・場所	試験項目・内容		合格発表日
第1次試験	**令和8年 12月10日（木）～ 12月24日（木）において各受験者が選択する日時 テストセンター**　※1	適性検査 （SPI3）	〈基礎能力検査〉 言語的理解力（英語を除く）、数的処理能力及び論理的思考力等の基礎能力についての検査 ［約３５分］ 〈性格検査〉 職務遂行に必要な適性についての検査（面接試験等の参考資料とし、配点はありません。） ［事前に自宅等で受検、約３０分］	**令和9年 1月8日(金) 午前9時頃**
		エントリーシート	これまでの職務経験、志望動機等について記述 （申込時に提出）	
第2次試験	**令和9年 1月16日（土） APエルテージ国泰寺ビル（予定）** ※2	面接試験	主として人物、識見等についての個別面接	**令和9年 1月22日(金) 午前9時頃**
第3次試験	**令和9年 1月30日（土） APエルテージ国泰寺ビル（予定）** ※2	面接試験 （職務経験に関する自己ＰＲを含む。）	主として人物、識見等についての個別面接 ※職務経験に関する自己ＰＲの詳細は、第2次試験合格発表の際に広島市職員採用情報サイト（7ページの問合せ先参照）に掲載します。	**令和9年 2月5日(金) 午前9時頃**

※1　適性検査（ＳＰＩ３）のうち基礎能力検査の受検に当たっては、１２月９日（水）頃に送信する「ＳＰＩ３受検依頼メール」を確認の上、希望する日時・会場（テストセンター）を事前に選択してください。所定の期間内に受検できなかった場合は、第１次試験を受けなかったものとみなします。会場は混み合うことが予想されますので、余裕をもって受検日を予約してください。

　適性検査（ＳＰＩ３）のうち性格検査は、テストセンターではなく、自宅等で事前に受検してください（5ページの５「第１次試験（適性検査（ＳＰＩ３））の流れ」参照）。受検していない試験項目がある場合は、第１次試験を受けなかったものとみなします。

　なお、適性検査（ＳＰＩ３）の受検前に辞退する場合の連絡は不要です。

※2　第２次試験以降の試験日程等の詳細は、合格発表と併せて広島市職員採用情報サイト（7ページの問合せ先参照）に掲載しますので、必ず合格発表日に確認してください。

(2)　試験合格発表について

　合格者の受験番号を広島市職員採用情報サイト（7ページの問合せ先参照）に掲載します。なお、電話での合否の問合せにはお答えできません。

※　第１次試験及び第２次試験の結果については、個別の通知は行いません。第３次試験の結果については、合格者には郵送にて通知しますが、不合格者への通知は行いません。

(3)　配点について

（単位：点）

試験区分	第１次試験		第２次試験	第３次試験	合計
	適性検査（ＳＰＩ３）	エントリーシート	面接試験	面接試験	
全区分共通	100	150	300	600	1150

（注）　第１次試験は、適性検査（ＳＰＩ３）とエントリーシートの総合成績により合格者を決定します。第２次試験及び第３次試験は、それまでの試験の成績を総合して合格者を決定します。

　ただし、第１次試験から第３次試験までの各試験において、各試験項目の成績が一定基準に達しない場合は、不合格となります。

(4)　試験成績の通知

　最終合格者を除き、希望者に対して不合格時点での**総合順位及び合計得点**をお知らせします。「申込書（受験番号入り）等の発行通知」（5ページ参照）送信時に案内する「成績照会書」により請求してください。

４　申込方法及び受付期間　　※　インターネットにより申し込んでください。

<申込受付期間：１１月１８日（水）午前9時～１２月7日（月）午後5時>

広島市職員採用情報サイト（７ページの問合せ先参照）にアクセスし、詳しい申込方法を確認して申込みをしてください。

<注意事項>

(1)　申込時にエントリーシートの各項目についても入力する必要があります。

(2)　申込受付期間中は２４時間いつでも申込みできますが、システム管理等のため、一時的に使用できない場合がありますので、時間に余裕をもって申込みをしてください。

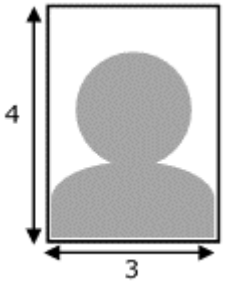
(3)　携帯電話（フィーチャーフォン）からは動作を保証できませんので、必ずパソコン又はスマートフォンを利用して手続をしてください。なお、パソコン、スマートフォンであっても機種や環境等により利用できない場合があります。

(4)　人事委員会事務局からのメールを受信できなかった場合、適性検査（ＳＰＩ３）を受検できません。電子メールの設定不備や通信障害等については、本市では一切の責任を負いません。

(5)　受験者本人の顔写真のデータを登録する必要があります。

<顔写真の登録時の注意事項>

【顔写真イメージ（良い例）】



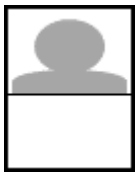
次に掲げる注意事項を参照して顔写真のデータを登録してください。

- 最近３か月以内に撮影した写真
- 添付できるデータ形式は「jpeg、jpg、png、gif」のみ
- データ容量は、３MB以内
- 縦横比は、おおむね４：３
- 正面向き・脱帽・無背景・影の無いもの・上半身が写っているもの

（注）登録した写真は、申込確認画面の「ＰＤＦプレビュー」で事前に必ず確認してください。

（注）　登録するデータの縦横比や向きがあっていない場合、以下のように申込書にうまく反映されないことがありますので、注意してください。また、全身ではなく、上半身のみが写っている写真にしてください。

【顔写真イメージ（悪い例）】



縦横の比率があっていないもの



写真が横向きになっているもの



全身写真になっているもの

<その他>

(1)　エントリーシートの各項目に入力がなかった場合は、申込みが無効となることがあります。

(2)　申込みは、一つの試験区分に限ります。申込後の試験区分の変更はできません。

(3)　申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合や、受験資格がないことが判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。

(4)　車椅子の使用等、受験上の配慮が必要な場合は、申込時に申し出てください。

(5)　受験に際して提出された申込書等は一切返却しません。なお、申込書等に記載された個人情報については、採用試験及び採用に関する事務の目的で使用し、他の目的では使用しません。

5　第1次試験（適性検査（ＳＰＩ３））の流れ

（1）「申込書（受験番号入り）等の発行通知」及び「ＳＰＩ３受検依頼メール」を受信【パソコン又はスマートフォン】

１２月９日（水）頃、登録されたメールアドレス宛てに「申込書（受験番号入り）等の発行通知」及び「ＳＰＩ３受検依頼メール」を送信します。

※　メールが届かない場合は、１２月１０日（木）までに人事委員会事務局任用課へ連絡してください（７ページの問合せ先参照）。

⇩

（2）テストセンター会場の仮予約【パソコン又はスマートフォン】

「ＳＰＩ３受検依頼メール」本文に記載されたＵＲＬにアクセスし、画面に従って、選択可能な日時・会場から、都合の良い日時及びテストセンター会場を仮予約してください。テストセンター会場は、リアル会場のほかオンライン会場も含みます。

※　初めてテストセンターを利用する場合は、「テストセンターＩＤ」を取得する必要があります。ＳＰＩ３ホームページ（https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/）の「よくある質問」→「1. テストセンターＩＤ取得」の欄を参照してください。

⇩

（3）ＳＰＩ３「性格検査」の受検【自宅等で受検】

自宅等のパソコン又はスマートフォンで「性格検査」を受検してください。

※　「性格検査」の受検が完了すると、テストセンター会場での受検予約が確定します。なお、指定された期限までに「性格検査」の受検が完了しない場合、受検予約は自動的にキャンセルされます。

⇩

（4）ＳＰＩ３「基礎能力検査」の受検【（2）で予約したテストセンター会場で受検】

（2）で予約した日時・テストセンター会場で「基礎能力検査」を受検してください。

※　ＳＰＩ３に関する注意点や、持参物、テストセンター会場情報等については、ＳＰＩ３ホームページを参照してください。

【テストセンターヘルプデスク】※テストセンターに関する問合せ先
ＴＥＬ：０５７０－０８１８１８
受付時間：９：００～１８：００（土日祝日を含む。）

6　採用等

(1)　最終合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿に登載されます。この名簿の有効期間は、原則として令和１０年3月３１日までです。

(2)　採用は、原則として令和9年6月１日で、名簿に基づき、任命権者（市長）が順次採用者を決定します（例年、最終合格者は辞退した場合等を除いて全員採用されています。）。

(3)　日本国籍を有しない人で、「永住者」若しくは「特別永住者」の在留資格又は日本国籍を取得見込みの人は、令和9年5月までに取得できない場合は、採用される資格を失います。

(4)　採用後、広島市と関連のある公益的法人等に派遣される場合があります。

(5)　採用は全て条件付で、原則として採用から6か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

(6)　令和8年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、児童等に接する業務については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。確認の結果、こども性暴力防止法第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者は、採用をしない場合や採用後の配置について制限がかかる場合があります。このため、あらかじめ採用までの過程において、書面等により、特定性犯罪の前科の有無の確認を行うとともに、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う場合があります。

7　給与等

(1)　初任給は、令和８年４月１日現在で、地域手当を含めておおむね右表のとおりですが、各人の職務経験年数及びその職務内容に応じてこの額は変わります。

右表はあくまでも目安であり、**同じ年齢、経験年数でも、職務内容等によって同じ金額になるとは限らず、初任給の額を保証するものではありません**ので御了承ください。

採用時の年齢が６０歳を超える場合は、初任給月額に７割を乗じた金額になります。

このほかに、支給条件に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当が支給されます。

なお、採用されるまでに給与関係の条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

採用時の年齢	職務経験	初任給
３５歳	１０年	約３０１，７００円
４５歳	２０年	約３５１，３００円
５５歳	３０年	約３６６，９００円

※　２２歳で大学を卒業した場合の例です。
※　試験区分による違いはありません。

(2)　採用時の職位は、「技師」となります（役付職ではなく一般職です。）。

(3)　勤務時間は原則として１日７時間４５分、１週間平均３８時間４５分です。

(4)　市役所は庁舎内全面禁煙です。

参考　日本国籍を有しない職員の担当業務等について

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする。」という公務員の基本原則に基づき、広島市では、外国籍の職員は次のような業務に就くことができません。

１　公権力の行使に当たる業務

- 市民の権利又は自由を一方的に制限することとなる業務
- 市民に義務又は負担を一方的に課すこととなる業務
- 市民に対して強制力をもって執行する業務

【業務の具体例】

職種	就くことができる業務	就くことができない業務
土　　木	道路工事・下水道工事の計画・設計・監督など	開発行為の監視・規制等、再開発事業・区画整理事業の推進など
建　　築	学校・文化・福祉施設等の公共施設建築工事の設計・監督など	建築物の建築確認、違反建築物の是正指導など

２　公の意思の形成に参画する職

本市の行政について企画、立案、決定等に関与することで、原則として、専決権を有する職（ライン職）で課長級以上の職が該当します。

※緊急時（自然災害等）の対応について

自然災害等により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰下げ等を実施する場合は、広島市職員採用情報サイト（７ページの問合せ先参照）でお知らせするとともに、「おしえてコールひろしま」（広島市コールセンター　０８２－５０４－０８２２（午前8時３０分から午後5時１５分まで））でも情報提供を行います。

よくある質問

Q　既に募集が終わった令和８年度の職務経験者対象（春実施枠・秋実施枠）又は就職氷河期世代対象の採用試験を受験した場合、追加募集の試験への申込みはできないのですか。

A　既に募集が終わった令和８年度の職務経験者対象（春実施枠・秋実施枠）又は就職氷河期世代対象の採用試験を受験した人は、今回の追加募集の試験への申込みはできません。

Q　既に募集が終わった令和８年度の職務経験者対象（春実施枠・秋実施枠）に申込みをした場合と、追加募集で申込みをした場合とでは、業務内容や勤務条件に違いはありますか。

A　業務内容や勤務条件に違いはありません。

Q　最終合格した場合、採用日はいつになりますか。

A　採用は、原則として令和９年６月１日で、名簿に基づき、任命権者（市長）が順次採用者を決定します（例年、最終合格者は辞退した場合等を除いて全員採用されています。）（５ページの「６　採用等」参照）。なお、令和９年４月１日への採用日の前倒しが可能な場合もありますので、希望がある場合は、最終合格後に個別に御相談ください。

Q　顔写真のデータがうまく登録できているか不安です。

A　登録した写真は、申込確認画面の「ＰＤＦプレビュー」で事前に必ず確認してください（４ページ参照）。

Q　受験番号が分かりません。

A　受験番号は、１２月９日（水）頃に発行する「申込書」（受験番号入り）及び「ＳＰＩ３受検依頼メール」の本文で確認できます。

Q　自宅にパソコンがなく、インターネットでの申込みができないのですが、郵送や持参による申込みはできませんか。

A　パソコンのほか、スマートフォンから申込みができます。
　郵送や持参による申込みは受け付けませんので、御了承ください。

Q　第２次試験、第３次試験の具体的な日程を教えてください。

A　各試験の試験日程は、３ページを御覧ください。なお、具体的な日程などの試験の詳細は、合格発表と併せて広島市職員採用情報サイトに掲載しますので、必ず合格発表日に確認してください。

申込み・問合せ先等

広島市人事委員会事務局任用課

〒730－8586 広島市中区国泰寺町一丁目7番40号 APエルテージ国泰寺ビル6階
TEL(082)504－2522(直通) FAX(082)504－2590
e-mail jinjiin@city.hiroshima.lg.jp
広島市職員採用情報サイト https://www.city.hiroshima.lg.jp/employment/

求職者等に対するハラスメント対策について

広島市では、求職者等が行う求職活動等が阻害されることのないよう、求職者等に対するハラスメントの防止を徹底するとともに、相談があった場合には、適切かつ迅速に対応します。

詳細は、広島市職員採用情報サイトに掲載しています。